

リフォームにご活用ください!!

個人住宅 改修工事費助成金

現在住んでいる住宅の増築や改築、修繕などの改修工事を行う場合、町から助成金を交付する住宅改修促進助成事業を実施します。

平成22年度から平成25年度の3年間の期限付きの制度です。この機会に是非、活用してください。



◆助成金の対象は

下記のすべてに該当する必要があります。

対象者	・羽幌町に住民登録のある方 ・町税及び使用料を滞納していない方
対象住宅	・自己又は親族所有の住宅 ・現在、自己の居住している住宅
施工業者	・町内の建設業者 (町内に主たる事業所等のある建設業者、建設工事を業としている町内の個人事業主)
工事費用	・改修工事の費用が100万円を超える工事であること (他の補助金等から補助を受ける場合、その額を工事費用に含まない場合があります)

◆助成金の金額は

助成額 一律 20万円

※助成は同一住宅については1回限りとなります

◆申請手続きは

原則として改修工事に着手する前に、事前に申請することが必要です。

該当となる工事内容や手続きなどの詳しい内容は町民課住宅係、又は制度の対象となる町内の工事業者にお問い合わせください。

申請開始 平成22年4月1日から

※3年間、予算の範囲内での助成のため、年度ごとに予算を消化した時点で受付終了となります。

入居者を募集します!

入居資格

入居の申し込みをする方は、次のすべての条件に当てはまる必要があります。

- (1) 羽幌町に住所、若しくは勤務場所のある方又は転入予定の方
- (2) 世帯全員の収入が月額487,000円を超えないこと (詳しくはお問い合わせ下さい)
- (3) 町税及び使用料を滞納していない方
- (4) 入居者及び同居者、又は同居しようとする方が暴力団員でない方
- (5) 犬、猫等ペット類の飼育は禁止

申し込み方法

入居申込書に必要事項を記入し、期日まで町民課住宅係に提出して下さい。(入居希望の棟と階数を記入していただきます。)

(1) 申込締切 平成22年3月25日(木)

(2) 入居申込書

役場1F町民課住宅係に用意してあります。
羽幌町ホームページからもダウンロードできます。
(<http://www.town.haboro.lg.jp/>)

(3) 必要なもの

- ・申込者と同居者全員の住民票の写し(住民票謄本)
- ・年間の収入等を証明する書類(所得課税証明書・源泉徴収書等)及び町税等の未納がない旨の証明書(納税証明書)

・申込みの際は印鑑をご持参下さい。

入居者の選考方法

応募者が多数の場合は選考により、住宅に困窮する度合いの高い方から入居を決定します。定めがたい場合は、公開抽選により決定します。

入居の時期

4月1日以降(入居手続き完了後)

今回の募集以降、空室のある場合は随時申し込みを受け付けます。入居資格等は同じです。



雇用促進住宅は町営住宅になりました

新しい名称は

ゆうひがおか

「栄町夕陽ヶ丘団地」

町では、幅広い層の住宅需要に応えることができるように栄町の「雇用促進住宅」2棟を雇用・能力開発機構より購入し、新たに町営住宅として活用します。

町民のみなさんに親しまれるよう新しい名称を募集し検討の結果、「^{ゆうひがおか}栄町夕陽ヶ丘団地」と決定し、いよいよ入居者の募集を開始します。

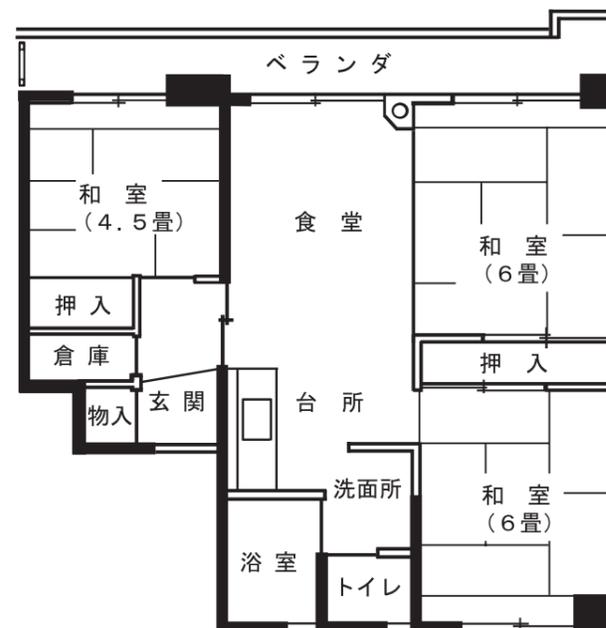
住宅の概要

- ・所在地 羽幌町栄町93番地の12 1号棟・2号棟
- ・規格等 鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建て (昭和58年度建設)
1棟40戸タイプ 3DK 55.99㎡
- ・設備、内装等
地上デジタル放送対応のアンテナについては改修済み。住宅内部は、壁の塗りなおし、ふすまや畳の取替えがなされています。
耐震構造においても問題ありません。

住宅の家賃

- ・入居する階ごとの家賃設定です。
1~2階 月額 25,000円 (高齢者優先)
3階 月額 22,000円
4~5階 月額 20,000円 (若年者優先)
- ・いずれも入居時の敷金は、家賃2カ月分

家賃及び敷金は、収入が低額などの理由で支払いが困難な場合、減免になる場合があります。他に共益費(共同施設使用・維持運営費用、及び共有部分の維持管理費)として月額800円
駐車場の使用を希望の場合は、駐車場使用料月額500円がかかります。



【住宅の間取り】 左右が逆のタイプもあります